

ID: 42

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	特別の設備又は造作の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成元年 条例第19号		
<p>【根拠条文】 (特別の設備又は造作) 第九条 使用者は、文化会館に特別の設備又は造作をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、許可をすることができない。</p> <p>一 施設又は、付属機関をき損するおそれのあるとき。</p> <p>二 特別の設備の使用により、他に著しく迷惑を及ぼすおそれのあるとき。</p> <p>三 その他教育委員会が不相当と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>(事例) 2 三 造作により現状回復が困難な場合</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日